

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通しについて

令和7年4月1日

愛媛県新居浜市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を作成する時期
新居浜市上工下水道施設 包括委託事業	10年間（予定）	事業者は水道施設、公共下水道施設及び工業用水道施設について、管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）及び雨水ポンプ場の運転保守等のその他業務を一体的に実施する。	(1) 公共下水道事業 ①処理場施設 ②下水道管路（污水） ③雨水ポンプ場等 (2) 水道事業 ①水源施設 ②水道管路（基幹管路） (3) 工業用水道事業 ①工水施設 ②工水管路	令和7年4月（予定）